

（）「本件条項を含め、被告の^の序規及びこれに基づいて定められる規程等における「議を経て」という文言は、「議決を経て」という文言と同趣旨であり、議決により決定するという意味であると解するのが相当である」（十七頁）

事の主張する右記②は採用できないと明確に判断しました。本判決は、役員会が総長を実質的に決定する、統理による指名といふ行為も実質的には役員会の判断で行はれると判断し、右記③といふよりも、むしろ右記①が正しいとも評価しうる判断を行ひました。

(イ) 本件条項を含め、被告の序規及びこれに基づいて定められる規程等における「議を経て」という文言は、「議決を経て」という文言と同趣旨であり、議決により決定するといふ意味であると解するのが相当である。(十七頁)

本判決では総長選任に関して左記のとおり判断されてゐます。

事の主張する右記②は採用できないと明確に判断しました。本判決は、役員会が総長を実質的に決定する、統理による指名といふ行為も実質的には役員会の判断で行はれると判断し、右記③といふよりも、むしろ右記①が正しいとも評されました。

表役員総長の地位にあることの確認を求める訴訟が提起されてゐましたが、令和四年十二月二十一日、東京地方裁判所は、芦原理事は神社本庁の代表役員の地位にはないとの判断決（以下「本判決」といひます）を言ひ渡しました。

本判決では、単に芦原理事が総長の地位にないと判断するだけではなく、代表役員総長を実質的に決定するのは役員会であり、統理による指名といふ行為も実質的には役員会の判断で行はれることを予定してゐるといふ重要な判断がなされてゐます。

本稿では、本判決の内容、意義、総長選任問題に与へる影響及び今後の見通し等の事項をご説明いたします。

三

『綱長選任問題』(伊藤洋子著)の解説

神社本庁代理人弁護士 小川尚史

5月 28日	臨時役員会	一部役員が総長の選任に役員会の議決は不要であると主張し、鷹司統理は芦原理事を指名。総長選任条項の解釈を巡り議論となる。結論は出ず、あらためて議論することとなる。
6月 6日	変更登記申請	芦原理事は自らが代表役員総長に就任したとして、東京法務局に変更登記申請を行ふ。しかし、神社本庁側には事前事後のいづれも変更登記申請の事実は伝へられず。
6月 15日	仮処分命令申立て	神社本庁は登記申請の事実を自ら察知し、不当な登記完了を防ぐためにやむなく旭川地方裁判所に仮処分命令の申立て。
6月 23日	臨時役員会	総長選任につき議論され、役員会の多数は田中総長の選任に賛成。しかし、鷹司統理は田中総長を指名せず。
7月 8日	旭川地裁決定	旭川地裁は芦原理事が代表役員総長の地位にないことを仮に定めると決定。
7月 12日	登記申請取下げ	上記決定を受けて芦原理事は変更登記申請を取下げ。
8月 5日	訴訟提起	芦原理事は自らが代表役員総長の地位にあることの確認を求めて東京地方裁判所に訴訟提起。
10月 5日	旭川地裁認可決定	芦原理事による異議申立てを受けて、旭川地裁は7月8日決定は相当であるとの認可決定。
12月 22日	判決	東京地裁は、芦原理事は代表役員総長の地位にないとする本判決を言い渡し。
12月 27日	控訴	芦原理事は本判決を不服として控訴提起。

本判決の結論

■事実経過
総長選任問題に関する事実経過を整理すると左表のとおりです。

確に判断しました。
芦原理事事が総長の地位にあるといふ芦原理事らの主張が誤ったものであることが明らかになります。

上記（イ）のとおり、総長選任条項の「議を経て」とは、役員会の議決により決定するといふ意味であり、役員会の議決がなければ総長に選任されることはないと判

(八)「本件条項は、総長の選任に關し、統理による総長の指名という行為が必要であることを定めつつ、統理による当該指名について責任を負う役員会が総長を実質的に決定することを予定しており、その決定のための手続として、会議体である役員会の議決を経ることを予定している(すなわち、役員会の議決に基づいて統理が指名することが総長選任の効力発生要件となる旨を定めている)と解するのが相当である」(十九頁)

(二)「本件条項は、総長の選任に關し、役員会が議決により次期総長を決定し、それに基づいて統理が当該次期総長を指名するこ

	定	定めると決定。
2日	登記申請取下げ	上記決定を受けて芦原理事は変更登記申請を取り下げ。
日	訴訟提起	芦原理事は自らが代表役員総長の地位にあることの確認を求めて東京地方裁判所に訴訟提起。
5日	旭川地裁認可決定	芦原理事による異議申立てを受けて、旭川地裁は7月8日決定は相当であるとの認可決定。
22日	判決	東京地裁は、芦原理事は代表役員総長の地位にないとする本判決を言い渡し。
27日	控訴	芦原理事は本判決を不服として控訴提起。

■ 総長選任条項の趣旨に関する主張

確に判断しました。
芦原理事が総長の地位にあるといふ芦原理事らの主張が誤ったものであることが明らかになりました。

断されました。役員会の議論が行はれてゐればよいといふ専原理事も重要なのは、「役員会が総長を実質的に決定する」(ハ)、「統理事の指名という行為も、実質的には役員会の判断で行われる」(ロ)といふ部分です。

総長選任条項の解釈として、誰を総長とするかを決定する権限はいづれにあるのかといふ点が議論となつてゐましたが、本判決は、上記(ハ)のとおり、総長を実質的に決定するのは役員会であると判断してゐます。芦原理事らは、総長の決定権は統理にあると主張してゐましたが、そのやうな主張は誤りといふことになります。

また、総長選任条項では総選任には統理による指名が必要とされてゐますが、本判決ではその指名について上記(ロ)のとおり、「実質的には役員会の判断で行われる」と述べられ、統理が特定の理事を指名したり指名しないことを自ら判断することは予定されてゐます。言ひ換へれば、役員会の判断に従つた指名を行はな

において「総長選任問題に関する
経緯について」と題して説明され
てゐるとほり、序規十二条二項の
「総長は、役員会の議を経て、理
事のうちから統理が指名する」(以
下「総長選任条項」と言ひます)
といふ条項に關しては、左記のや
うな解釈の選択肢があり、議論と
なつてゐました。

■ 総長選任条項の趣旨に関する主張

確に判断しました。
芦原理事が総長の地位にあるといふ芦原理事らの主張が誤ったものであることが明らかになりました。

いこと（すなはち、役員会の判断とは別の理事を指名したり、役員会の判断した理事を指名しないこと）は予定されてゐないことになります。

本判決は、このやうな判断の理由として、序規四十条五項において、統理のすべての行為の責任は役員会が負ふと規定されてゐることを指摘してゐます（上記（口））。責任を負はない以上は実質的な判断権限も存在しない、といふ判断であると考へられます。

■本判決の意義

本判決の第一の意義は、代表役員総長の選任には役員会の議決が必要であり、役員会の議決を得てゐない芦原理事は代表役員総長の地位にないと判断されたことがあります。

しかし、本判決の最大の意義は、総長を実質的に決定するのは役員会であり、統理の指名といふ行為も実質的には役員会の判断で行はれることを予定してゐると判断されたことにあります。統理による指名といふ行為は、統理自身の判断によって行はれるべきものではなく、役員会の判断に基づいて行はれる形式的行為にすぎないといふ

において「総長選任問題に関する
経緯について」と題して説明され
てゐるとほり、序規十二条二項の
「総長は、役員会の議を経て、理
事のうちから統理が指名する」(以
下「総長選任条項」と言ひます)
といふ条項に關しては、左記のや
うな解釈の選択肢があり、議論と
なつてゐました。

■ 総長選任条項の趣旨に関する主張

確に判断しました。
芦原理事が総長の地位にあるといふ芦原理事らの主張が誤ったものであることが明らかになりました。

一、「本件条項は、総長の選任に関し、統理による総長の指名という行為が必要であることを定めつつ、統理による当該指名について責任を負う役員会が総長を実質的に決定することを予定しており、その決定のための手続として、会議体である役員会の議決を予定している（すなわち、役員会の議決に基づいて統理が指名するところが総長選任の効力発生要件となる旨を定めている）と解するのが相当である。」（判決一九頁）

一、「本件条項は、総長の選任に関し、役員会が議決により次期総長を決定し、それに基づいて統理が当該次期総長を指名することが必要である旨を定めていると解するのが相当であり、これに反する原告の主張は採用することができない。」（判決二二頁）

自らが代表役員総長の地位にあることの確認を求めて提訴した「代表役員の地位確認請求事件」について、原告（芦原高穂）の請求を棄却し、被告（神社本庁）の代表役員の地位にはないとの判決を言ひ渡しましたので、御報告します。

この訴訟では、序規十二条二項の「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」（いはゆる「総長選任条項」）の解釈が争点となつてをりましたが、当該判決では左の通り明確に判示されました。

一、「本件条項については、統理の「指名」という行為についても、現行序規四十一条五項に基づき役員会が責任を負うことになる以上、その前提として、当該行為が実質的には役員会の判断で行われることを予定していると解される。」（判決一八頁）

第一回 原理事による代表投票の地位確認請求訴公判決につけて

(總務發第九〇号・令和四年十二月二十六日付)
神社本庁 総務部長名・神宮大宮司
都道府県神社庁長・理事・監事・評議員宛

事は鷹司統理の新総長指名書を受けたことから変更登記申請を行つたと主張してゐますが、役員会の判断に反する統理による指名に効力はありません。

これにより、自らが代表役員総長に就任したとしてなされた変更登記申請には合理的根拠がないことが明らかになりました。芦原理事も役員会の判断に基づいて総長が選任されてきた過去の総長選任手続に関与し、それを認識してゐたのであり、総長選任条項の趣旨について慎重な検討を行へば、自らの主張に合理性がないことは容易に認識することができたはずです。

このやうに総長選任に関する役員会と統理の権限の関係について明確な司法判断が示されたことにより、総長選任をめぐる混乱の状況は解決に向けて大きく前進するものと考へられます。

拠のない変更登記申請が行はれ、神社本庁はもとより斯界には多大な混乱が生じることとなりました。芦原理事は、神社本庁のためではなく、自らのために強引に既成事実の作出を狙つたものと考へざるを得ず、神社本庁理事の行為として重大な問題がありますし、理事としての義務違反と評価される可能性もあります。このやうに恣意的・不透明・不公正な変更登記申請を行つた芦原理事に代表役員会長としての適格性が認められ

だからこそ、序規（四十条五項）においても、統理のすべての行為は、総長の補佐を得て行はれ、その責任は役員会が負ふと定められてゐます。

長に決定されてをり、役員会の判斷に基づいて鷹司統理は田中總長を指名しなければならないにもかかはらず、指名がなされてゐない状況にあることになります。

事は鷹司統理の新総長指名書を受けたことから変更登記申請を行つたと主張してゐますが、役員会の判断に反する統理による指名に効力はありません。

これにより、自らが代表役員として長に就任したとしてなされた変更登記申請には合理的な根拠がないことが明らかになりました。芦原理事も役員会の判断に基づいて総長登記申請には重大的な責任があると言はざるを得ません。芦原理事による変更登記申請に際して東京法務局に提出された書類には、神社本庁の正式な手続を経て作成されたものではない役員會議事録が含まれてゐましたが、当該議事録は、芦原理事のほか、西高辻信良理事及び

後の見通し
本判決の判断を前提とする
令和四年六月二十三日の臨時役員会において、役員会の多数が田中総
経長の再任に賛成してその旨の判断（議決）がなされてゐる以上、
実質的に新たな総長は既に田中総長

●判決内容の全文

判決内容の詳細は、神社本庁公式ウェブサイトの「お知らせ」に掲載された判決全文をご確認ください。

これにより、総長選任問題は解決に至ることが見込まれます。

役員会の判断に基づいた総長指名を行はれるものと考へられます。

本判決は、単に代表役員総長の選任にあたり役員会の議決が必要であるから芦原理事は総長の地位ないと判断するのみならず、総長を実質的に決定するのは役員会であり、統理の指名といふ行為も実質的には役員会の判断で行はれることを予定してゐるとして述べてゐます。言ひ換へると、統理による指名といふ行為は、統理自身の判断によつて行はれるべきものではなく、役員会の判断に基づいて行はれる形而的行為に過ぎないことになり、この点が本判決の最大の意義であると言えます。

当該判決を前提とすれば、役員会が田中理事を総長に選任すると判断（議決）してゐる以上、実質的に総長は田中理事に決定されており、そのやうな役員会の判断に基づいて鷹司統理が田中理事を指名すべきであるにもかかはらず、かかる指名が為されてゐない状態にあることとなります。

本判決により、芦原理事によつて然るべき正当な手続を経ずに行はれた代表役員変更登記申請に端を発した、総長選任をめぐる一連の混亂状況も収束に向かふものと考へられます。

尚、東京地方裁判所判決の詳細については、添付の判決書を御確認下さい。

以 上

以
上